

埼玉県指定史跡野火止用水保存活用計画（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

- ◆ 意見募集期間：令和4年12月15日（木）～令和5年1月14日（土）
- ◆ 提出者数・意見数：4人・7件
- ◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方
 - ◎：意見のとおり素案を修正したもの
 - ：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
 - △：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの
 - ：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
1	P8 第2章 史跡の概要	<p>野火止用水は埼玉県指定史跡となっていますが、東京都では野火止用水とその周辺の緑地は『歴史環境保全地区（地域？）』（P8図4）とされています。『歴史環境保全地域』とは都によると『歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域。』と定義されています。</p> <p>野火止用水においては、平林寺内は「平林寺近郊緑地保全区域」に該当しますが、史跡の指定地域ではあっても、保全区域として取りこぼされている区域もあります。また「平林寺ふるさとの緑の景観地」等、似たような名称もあり、それぞれの違いが分かりにくいと感じます。</p> <p>今回の保存活用計画では、野火止用水周辺の自然環境についても指針が示されており、それ自体大きな前進であると評価していますが、もう一步踏み込んで『歴史環境保全地域』もしくはそれと同義の保全地域として位置付けていただきたいです。</p>	<p>新座市内の野火止用水は、江戸時代前期における台地の新田開発という歴史的な偉業が評価され、県史跡に指定されています。用水の使用権が現在も継承されており、昭和期の分水停止後も再開することにつながりました。東京都における野火止用水は、水の使用権がないため、通水再開時から水辺環境として保全されています。本計画は、史跡・野火止用水の歴史的価値を保護することが主題にあり、自然環境としての評価は今回新たに位置付けたものです。市民の貴重な親水空間を史跡に付随する価値とし、武蔵野の在来種に配慮した再整備を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>平林寺境内林につきましては、高度経済成長期に武蔵野の雑木林が次々と姿を消す中で、昭和43年に文化財保護法の国指定天然記念物として保護されました。その後、昭和44年に首都圏近郊緑地保全法の「平林寺近郊緑地保全区域」に指定され、昭和55年に埼玉県のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により「ふるさとの緑の景観地」に指定されています。それぞれの指定基準や規制は異なり、一部で史跡・野火止用水と重複する箇所もありますが、武蔵野の雑木林に特有な生態系を保護対象としているのは国指定天然記念物であるため、この趣旨に則った保護が自然環境の保全につながると考えております。</p>	△

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
2	<p>P27 第2章 史跡の概要 3 野火止用水の概要 (2) 歴史的環境 力 野火止の信仰と用水開削</p> <p>P59 表6：本質的価値を構成する諸要素</p>	<p>ちょうど歴史民俗資料館が再オープン of 時期にあたるので、市民の皆様への用水の普及啓発にあたり、大きな役割が期待されます。27頁に石造物の記述があり、馬頭や庚申が扱われています。水神信仰は「水神宮」「水天宮」「弁財天」などが祀られることが多く、お隣の志木市には多く見られます。新河岸川の水運の関係で祀られたものも多く見られるのですが、野火止用水の流域にはこうした石造物はないのでしょうか？あれば、こちらを前面に出すべきかと思えます。</p>	<p>新たな歴史民俗資料館においても、野火止用水の開削と新田開発は常設展示とし、デジタルサイネージを用いた解説も追加して、普及啓発を行っていく予定です。 野火止用水沿いにおいても水神を祀った石造物が尊座しております。現状では史跡指定の範囲外に位置しておりますが、用水にまつわる信仰の一つとして、追記します。</p>	◎
3	<p>P84 第7章 史跡の活用 2 活用の方法 (4) 地域住民との連携</p>	<p>計画では定期的に水質調査や生息する動植物調査・観察をすとあります。その目的として、在来種の保護と外来種の排除が挙げられていますが、一言で在来種の保護といっても、どのような状態を目指すのか示す必要があると思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現状維持 ●外来種の中で、環境への悪影響が懸念されるものについて除去する。 ●外来種はすべて除去する。 ●数を減らしている在来の動植物の回復を目指した事業を積極的に進める。 <p>他にも様々な考え方があると思えますが、これらの事を協議する、里山の保全に関する有識者や、地域住民、保全作業に係わるボランティア団体などによる専門の対策チームを設置し、問題の解決に向けた具体的な進め方が提示されることを希望します。</p>	<p>本計画では史跡・野火止用水の保護の基本的な方針を示したものであり、具体的な植生管理は、今後、別途検討していくものです。史跡として、法面の保護が優先されなければなりません。再整備に当たっては、見学者の通行や植生の在り方も含めた周辺環境の検討が必要となります。その際は、御指摘いただいたような専門家・関係者の方々に意見を伺ってまいります。</p>	△

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
4	P85 第8章 史跡の整備 2 整備の方法	<p>史跡指定されている区間については、素掘りの状態を保存するとの事ですが、現状一部プラスチック製の土嚢袋が使われていたり、また護岸整備のために他所から持ち込まれた土に大量のプラスチックゴミ（飴の個別包装用や弁当等に用いられる山形バラ）の混入が見られるなど、こうした工事の内容チェックされないのか、環境に対する配慮に疑問を感じる箇所があります。</p> <p>こうしたプラスチックはいずれ風化してマイクロプラスチックとなり土壌や河川、海洋を汚染するのではないかと懸念されています。もちろんこれらは野火止用水開削時にはなかったものです。</p> <p>文化遺産を『未来に残す』という主旨から、江戸時代の工法を再現し、その時代の人々の知恵に学ぶという意味でも、史跡指定部分はもちろんの事、現在史跡に指定されていない区間についても、保存が『未来に対する負の遺産』とならないよう、現時点でできる限り環境に配慮した工事となるよう明記する必要があります。</p>	<p>昭和60年頃の清流対策事業以降、A地区における法面の再整備は実施しておらず、土のうが積まれた箇所は、法面の崩落・流出の拡大を防止するために行った応急処置となります。本計画におきましても、A地区は開削当初の素掘りの状態を維持することを目標としており、具体的な工法につきましては、自然環境に配慮しつつ、今後検討してまいります。</p>	△
5	P85 第8章 史跡の整備 2 整備の方法	<p>——国指定天然記念物 平林寺境内林と隣接するA地区において方面の再整備を行う際等には、自然環境との調和を図るものとする——とあります。現在気づいている限り、2か所、方面の工事に学繊維/プラスチック繊維で作られた土嚢が積まれています。それらを使った理由は、化学繊維は丈夫だからとか、緊急を要し、一時的な使用かもしれません。しかし化学繊維やプラスチックの繊維はある時点で水中に流れ出し、マイクロプラスチックとして水質汚染を引き起こし、環境の悪化を助長させます。</p> <p>A地区、いえ、A地区だけでなく多くの地区で再整備を行う際、自然環境との調和がとれる材料を選択してほしいと思っています。自然環境との調和を図ることの意味を関係する人の間で理解を深める必要があると思います。</p>	<p>昭和60年頃の清流対策事業以降、A地区における法面の再整備は実施しておらず、土のうが積まれた箇所は、法面の崩落・流出の拡大を防止するために行った応急処置となります。本計画におきましても、A地区は開削当初の素掘りの状態を維持することを目標としており、具体的な工法につきましては、自然環境に配慮しつつ、今後検討してまいります。</p>	△

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
6	P91 第10章 施策の実施計画 の策定 1 施策の実施計画 (1) 短期的計画 工 運営体制	<p>計画には『「(仮称)野火止用水市民会議」の設置を検討する』とありますが、今はもう、検討している段階ではないと思います。志木市や所沢市といった近隣の市町村の例をとっても、市内保全林の管理に、ボランティア団体の活動は不可欠と言えます。逆に、現状、ボランティアの活動なくしては、きめの細かい管理はできません。</p> <p>また、保全活動やプロモーション活動を行っているボランティア団体は、現場における課題をよく把握していると言えます。そうしたボランティア団体やそれに協力する市民の力を十分に活用するためにも、ここは『「(仮称)野火止用水市民会議」の設置を検討する』にとどめず、『「(仮称)野火止用水市民会議」を設置し、施策の詳細については随時ボランティア団体はじめ一般市民から意見を求め、協議の上決定する』とすべきではないでしょうか。</p>	<p>市としましても、野火止用水の保存活用には、市民、ボランティア団体の皆様の活動が必要不可欠であると考えております。このため、今後「(仮称)野火止用水市民会議」を設置することについて検討しているところであります。あわせて、課題を把握している市民の方々から意見を頂き、施策に反映してまいります。</p>	△
7	その他	<p>「日本一の用水路公園づくり」を提案します。</p> <p>第5次新座市総合計画構想（素案）時に提案させて戴いた内容と同じです。是非とも取り上げ戴き具現化し10年後～20年後実現して良かったと思える事業にして戴きたいと思っております。詳細は第5次新座市総合計画構想（素案）時に提案した内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標は「用水路公園日本一」です。 ・公園づくりと維持管理は市民全員です。 ・費用は市の予算でなくクラウドファンディングで新座市民と県民および全国から資金集める方法考えましょう。 ・しっかり計画し長期間少しづつ実行したいものです。 <p>5年で基本的公園づくり→10年で〔用水路公園日本一〕実現です。是非とも取り上げ戴き計画して戴き実行しませんか。私も大いに応援します。</p>	<p>頂きました御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	△